

市町村社会福祉協議会への相談支援アドバイザー派遣事業

ご登録をお待ち  
しております。

## 地域福祉推進のための 相談支援アドバイザー 登録のご案内

徳島県社会福祉協議会では、地域福祉の推進に取り組む「県下の市町村社会福祉協議会」を対象に、生活のしづらさを抱える地域住民への適切な相談支援活動をすすめるため、対応が困難な事例等にかかる「専門的見地からの助言や、必要な情報の提供などによる相談支援」にご協力いただけるアドバイザーを募集いたします。

### ～ 相談支援アドバイザー ～

業 務 次の事業に関する助言や情報提供等の相談支援業務

- 1) 権利擁護（日常生活自立支援事業・成年後見制度）事業
- 2) 生活困窮者自立支援（自立相談・家計相談）事業
- 3) 生活福祉資金貸付事業
- 4) 地域福祉の推進

要 件 次の要件を有し、アドバイザーとして登録いただいた方

- 1) 各事業に関する専門的見地からの助言等を行うことができる方
- 2) 相談支援に関する知識・経験等の能力を有する方
- 3) 地域福祉・社会福祉に関する知識を有する方 等

報酬等 次により支給

- 1) 報酬：1時間単位@10,000円
- 2) 旅費：交通費実費

登録方法 裏面の様式にて、ご提出いただきます。（詳細は下記まで問い合わせください。）

### ■お問い合わせ・ご登録

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 地域福祉課

〒770-0943 徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター3階

TEL: 088-654-4461 FAX: 088-654-9250

E-mail: chiiki@tokushakyo.jp 担当：戸出・木村

平成29年 月 日

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会  
会長 植田 和俊 殿

所 属  
氏 名 (印)

地域福祉推進のための相談支援アドバイザー登録について

このことについて、以下のとおり登録します。

住 所	〒
生年月日	性別 男・女
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	
専門分野	該当する番号を○で囲んでください。 1 権利擁護（日常生活自立支援事業・成年後見制度）事業 2 生活困窮者自立支援（自立相談・家計相談）事業 3 生活福祉資金貸付事業 4 地域福祉の推進 〔 具体的にご記入ください。 〕
備 考	その他必要事項があればご記入ください。

